

○備前市物品調達等指名競争入札参加資格審査規程

平成17年3月22日

訓令第30号

改正 平成19年11月27日訓令第18号

平成20年12月5日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第2項の規定及び備前市契約規則(平成17年備前市規則第47号)第21条の規定に基づき、本市における物品の購入、借受け、修理等(以下「物品調達等」という。)に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、その審査等について必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条の規定による入札参加資格審査を受けていない者

(入札参加の停止)

第3条 市長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日の翌日から起算して2年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと(以下「入札参加の停止」という。)ができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 市長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当に是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行及び物品調達等に支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、第6条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者(以下「入札参加資格審査申請者」という。)は、次の要件を備えていなければならない。ただし、市長が特に必要でないことを認められた者については、この限りでない。

- (1) 引き続き1年以上申請する業種の営業を行っていること。ただし、個人営業者が会社を設立し、かつ、その会社の代表社員に就任し、現にその任にある場合には、前営業者がその営業に従事した期間を通算する。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。

(申請手続)

第5条 入札参加資格審査申請者は、市長が別に定める入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を、次項に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として隔年の1月10日から2月10日(定期申請受付以外の年(以下「中間年」という。)の受付にあっては、その年の1月10日から2月10日まで)までの間に提出しなければならない。ただし、受付期間の始期又は終期が備前市の休日を定める条例(平成17年備前市条例第2号)に定める市の休日に当たるときは、始期はその後日から、終期はその前日までとする。

3 申請書には、市長が別に定めるものを除き、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業所一覧
- (2) 入札の参加又は契約の締結について、権限を委任する場合は、その委任状
- (3) 法人にあっては法人登記に係る登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明書、後見登記等に係る登記事項証明書及び住民票
- (4) 印鑑証明書
- (5) 使用印鑑届
- (6) 納税証明書
- (7) 登録証明書
- (8) 物件供給等経歴書
- (9) 財務諸表
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長が特に必要と認める者に限り、第2項の規定にかかわらず、年度中途において申請書を受け付けることができる。

5 前2項の規定により申請した者は、次に掲げる事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合においては、変更を証する書類で市長が必要と認めるものを併せて提出するものとする。

- (1) 商号又は名称及び代表者
- (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (3) 登録証明書の許可事項
- (4) 第3項第2号に掲げる委任状の記載事項
- (5) 第3項第5号に掲げる使用印鑑
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(入札参加資格審査及び資格の決定)

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により入札参加資格審査の申請をした者について、事業実績、従業員数等により、これを審査し、資格を承認するものとする。

2 前項の規定による入札参加資格の有効期間は、その年の4月1日から翌々年の3月31日(中間年に受付したものにあっては、翌年の3月31日)までとする。ただし、前条第2項に定める受付期間を経過した後に申請書を提出した者の資格の有効期間は、承認の翌日から同項に定める期間内に申請書を提出した者の有効期間満了のときまでとする。

(資格審査結果の公表)

第7条 資格審査結果は、公表しないものとする。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取消することができる。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 申請書において故意に虚偽の記載をし、入札参加資格を得たとき。
- (3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき。

(準用規定)

第9条 この訓令に規定されている事項は、随意契約の資格及び発注基準について準用する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、平成17年の申請書の提出期間は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成17年4月28日までとする。また、これにより提出された申請書の有効期間は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成17年7月1日から平成19年3月31日までとする。なお、平成17年4月1日から6月30日までの期間の指名については、合併前の備前市、日生町若しくは吉永町又は解散前の東備水道企業団に提出された申請書により執行するものとする。
- 3 平成21年度における第5条第1項の規定による申請に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間を3年間とし、次回の定期申請受付期間は、平成24年1月10日から2月10日までとする。

附 則(平成19年11月27日訓令第18号)

この訓令は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月5日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。